

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年9月

広島市人事委員会





広人委調第28号  
令和4年9月30日

広島市議会議長 佐々木壽吉 様

広島市長 松井一實 様

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭示

## 職員の給与等に関する報告及び勧告

広島市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。



# 目 次

## 報告及び勧告

別紙第1 報 告	1
1 本市職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 本市職員の給与と民間給与との比較	4
4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較	5
5 物価・生計費	5
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要	5
7 むすび	10
別紙第2 勧 告	19

## 参考資料

1 職員給与関係資料	23
2 民間給与関係資料	63
3 労働経済関係資料	80



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月 29 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、本市職員の給与等の実態及び本市内民間事業所の従業員の給与等職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。その結果の概要を次のとおり報告する。

### 1 本市職員の給与の状況

本委員会は、本市職員（技能業務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月 1 日を調査基準日として「令和 4 年広島市職員給与等実態調査」を実施した。

〔参考資料第 1 表～第 9 表（24 頁～61 頁）〕

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職及び医療職の 4 種類 9 給料表の適用を受ける。その職員数は 12,075 人である。このうち、行政職給料表の適用を受ける職員は 5,588 人であり、その平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目	内 容	項 目	内 容		
人 員	5,588 人	平均経験年数	17.5 年		
平均給与月額	給 料	309,564 円	性別構成比	男性	55.6 %
	扶 養 手 当	7,129 円		女性	44.4 %
	地 域 手 当	32,519 円	学歴別構成比	大 学 卒	74.4 %
	その他の手当	15,463 円		短 大 卒	11.5 %
	計	364,675 円		高 校 卒	14.0 %
平 均 年 齢	39.5 歳		中 学 卒	0.1 %	

## 2 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の590の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した177の事業所について、人事院、広島県人事委員会等と共同して「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、常勤の従業員のうち、本市の行政職給料表適用職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種8,797人及び研究員、教員関係等32職種162人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果は、次のとおりである。

[参考資料第10表～第17表（65頁～78頁）]

### (1) 初任給

民間における本年度の初任給及びその改定状況は、参考資料第11表（66頁）及び第12表（67頁）のとおりである。

### (2) 給与月額

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第13表（68頁）のとおりである。

### (3) 家族（扶養）手当

民間における家族手当の支給状況は、参考資料第14表（77頁）のとおりである。

### (4) 在宅勤務関連手当

民間における在宅勤務関連手当の支給状況は、参考資料第15表（77頁）のとおりである。

## (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況を調査した結果は、第1表に示すとおりである。

第1表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等	技能・労務等
		従 業 員	従 業 員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	371,129 円	273,256 円
	上半期 (A2)	371,384 円	274,325 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	782,640 円	491,393 円
	上半期 (B2)	857,847 円	525,580 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.11 月分	1.80 月分
	上半期 (B2/A2)	2.31 月分	1.92 月分
年 間 の 平 均		4.39 月分	

(注) 1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 本市の場合、現行の年間支給割合は、平均で4.30月分である。

## (6) 給与改定の状況等

民間における本年の給与改定の状況及び定期昇給の実施状況は、第2表及び第3表に示すとおりである。

第2表 民間における給与改定の状況

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	32.9 %	14.8 %	2.9 %	49.4 %
課 長 級	25.1	13.0	0.7	61.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係員	88.4	88.4	22.5	3.7	62.2	0.0	11.6
課長級	79.4	78.6	17.7	4.7	56.3	0.8	20.6

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

### 3 本市職員の給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市職員においては本年度の新規学卒の採用者及び保育士を除く行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員のうち本年度の新規学卒の採用者を除くものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果は、第4表に示すとおりであり、本年は、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均906円(0.24%)下回っていた。

第4表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 ①	本市職員の給与 ②	較差 ①-②(円) ( $\frac{①-②}{②} \times 100$ )(%)
375,607 円	374,701 円	906 円 (0.24 %)

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
- 2 本市職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者及び保育士を除く。

## (2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、前記2の(5)第1表(3頁)に示すとおり、年間で所定内給与月額4.39月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合(4.30月分)が民間における特別給の年間支給割合を0.09月分下回っていた。

## 4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較

総務省の「令和3年地方公務員給与実態調査」によると、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市の一般行政職の給料月額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較すると、国家公務員の指数を100とした場合の本市職員の指数は99.8である。

## 5 物価・生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、広島市では2.2%上昇しており、全国でも2.5%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の広島市の2人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり291,990円となっている。

[参考資料第18表(80頁～81頁)]

## 6 人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告した。あわせて、公務員人事管理について報告した。

なお、給与勧告の骨子については6頁及び7頁、公務員人事管理に関する報告の骨子については8頁及び9頁のとおりである。

## 給与勧告の骨子

## ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

## 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

## ○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分<sup>(注)</sup>103円〕<sup>(注)</sup>俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

## ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

## 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

## ○ 俸給表

## ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

## ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開  
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

## 7 むすび

### (1) 給与の改定

本市職員の給与の決定に係る基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員の給与水準と民間の給与水準とを均衡させること（民間準拠）を基本にして、公務員給与について社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有している。

本年においては、前記3の(1)のとおり、本市職員の給与が民間給与を906円(0.24%)下回っていることから、本委員会では、この較差を解消するため、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて、給料表を改定することにより、本市職員の月例給を引き上げることが適当であると判断した。

このため、給与改定に当たっては、本市職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人事院勧告における若年層の俸給月額の改定傾向を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

また、前記3の(2)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.09月分下回っており、本委員会では、0.05月単位で改定の勧告を行ってきていることから、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

### (2) 人事管理に関する課題

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口の減少が進行するとともに、仕事と生活の在り方における労働者の意識や価値観など個々のニーズがより多様化しており、労働生産性の向上や柔軟な働き方を可能とする環境の整備が進められている。

こうした取組に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症や頻発する災害への的確な対応、国と足並みを揃えて進められる行政分野におけるデジタル化の推進など、行政課題はますます複雑・高度化しており、これらの課題に継続的に対応していくため、地方公共団体においては、限られた人材・財源の下で迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求め

られている。

さらに、令和5年度からは定年が段階的に引き上げられることとなり、在職期間の長期化や役職構成の変化を踏まえた組織運営がこれまで以上に重要となってくる。

本市においても、社会の動向や国における取組の方針を注視し、本市の実情を踏まえながら、様々な市政へのニーズに的確に対応していく必要がある。そのためには、職員が心身ともに健康で、高い士気を持ってそれぞれの能力を最大限に発揮しながら働くことのできる体制づくりが不可欠であり、勤務環境の整備や長期的な視点に立った職員の育成などの取組を一体的に推進することで、質の高い行政サービスの提供や能率的で柔軟な市政運営がより可能になると考える。

こうした状況を踏まえ、本市の人事行政の諸課題について、以下のとおり言及する。

## **ア 勤務環境の整備等**

### **(ア) 長時間勤務の是正**

本市では、従前から、業務の見直しや集約化、RPA等のデジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組むとともに、業務負担の平準化を図るための全庁的な応援体制の整備を行うなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

こうした中、過去5年間における職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数や長時間勤務が続く部署の総数は減少傾向にあり、本市全体で見ると、長時間勤務の是正に向けた取組の成果が徐々に表れつつある。一方で、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化していることなどを背景に、一部の部署や職員に業務負担が過度に集中している状況がうかがえ、心身の疲労の蓄積が深く憂慮される状況にある。

また、教員については、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を進めているところであるが、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応などの業務が継続していることもあり、依然として長時間勤務が続いている状況にある。

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス推進の観点はもとより、今後の行政運営を担う有為な人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題であり、不断の取組を続けていく必要がある。

任命権者は、特定の職員に過度の負担がかからない体制の整備を

一層進めるとともに、デジタル技術の積極的な活用など事務事業の更なる合理化・効率化を図りつつ業務量に応じた適正な人員配置等を今後も進めることで、引き続き長時間勤務の是正に取り組まれない。また、重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務について上限を超えて時間外勤務を命令せざるを得ない場合であっても、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を適切に行い、その結果を踏まえた対策を講じる必要がある。

なお、国家公務員においては本年4月から客観的な記録を基礎とした時間外勤務時間の管理が原則とされたところである。本市においても、勤務時間や在校等時間の適正な把握は不可欠であり、客観的に勤務時間の状況把握を行える体制の整備を進めるとともに、いわゆる賃金不払残業等が発生しないよう留意することが必要である。

また、教員については、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に基づく種々の取組を継続するとともに、ICT業務に係る支援員の配置・拡充などによる教育情報化推進のための学校支援体制の整備に取り組み、引き続き教員の業務負担の軽減に取り組まれない。

管理監督者は、職員の心身の状況や労働時間を適切に把握し、必要に応じて業務そのものや分担の見直しを行うなど職場内での負担の偏りを解消するとともに、長時間勤務が続くことのないよう、現状の改善につながる方策を検討し、組織的に対応していくことが重要である。

職員は、他の職員の状況に応じて互いに協力し合うとともに、業務の優先順位や困難度について上司と認識を共有しながら、能率的に業務を遂行していくことが求められる。

#### (イ) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等が行われ、本年10月から育児休業の取得回数制限が緩和されるなど、社会全体として、男女共に仕事と育児を両立できる勤務環境の整備がますます推進されている。

こうした中、本市では、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、テレワークや育児・介護に関する休暇制度等の充実や利用の促進に取り組んでおり、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づいて、全ての職員が生き生きとその能力を十分に発揮

できる勤務環境づくりを推進しているところである。特に男性職員の育児休業取得率については、本市においても国と同様に、令和7年度までに30%以上とする取得目標が設定されており、本市の取得率を見ると、平成29年度に4.77%であったものが令和3年度には31.10%に達するなど着実に向上している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも全庁的にテレワークや時差出勤の利用促進に取り組んでいるところであるが、こうした取組は、職員個々の事情に応じた柔軟な働き方にも有効なものであり、今後は、働き方の選択肢の一つとして定着するよう、勤務時間管理の在り方やテレワーク環境の整備といった課題を検証し、より実効性のある制度としていく必要がある。

加えて、本年3月に策定した「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく行政のデジタル化に向けた取組は、業務の生産性向上や効率化を通じて、多様で柔軟な働き方の推進や長時間勤務の是正にも寄与するものと考えられるため、積極的に取り組むことが重要である。

任命権者は、全ての職員がライフステージに応じた働き方を選択できるように、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、引き続き休暇制度等の周知や利用促進に取り組むとともに、職員全体の意識改革と併せ、職員が育児休業等を利用した場合においても円滑に公務が遂行できる執行体制の整備を一層進める必要がある。また、テレワーク等の取組を全庁的に推進していくに当たっては、コミュニケーションの確保や資料のペーパーレス化等の課題を把握し、必要な改善を図っていくよう検討を進めることが重要である。

管理監督者は、状況に応じて各種制度の利用を促すのみならず、それぞれの職員の業務量や進捗状況を把握し、業務分担を見直すなどの取組が必要である。また、こうした取組を通じて日頃から互いに協力し合う体制を作り、各種制度を利用しやすい職場風土の醸成に取り組むことが重要である。

職員は、日頃から互いの業務の進捗状況等について情報共有を図り、個々の職員の事情等に配慮し合いながら、皆が働きやすい職場となるよう相互に協力し合うことが大切である。

## (ウ) 心身の健康の保持

本市においては、長期病休者のうちメンタルヘルス不調による精神疾患者が5割を超え、このうち約7割の者が90日を超える休暇等を取得するなど、療養に要する期間も長い状況にある。また、ストレスチェック集団分析結果によると、高ストレス職場とみなされる職場が例年一定数あり、高ストレスとなる要因の分析・把握やその解消に向けた組織的な対策が引き続き必要な状況にある。

また、通常業務に加え、長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応などにより、職員の身体的・精神的疲労の蓄積が憂慮される状況にあり、職員の心身の健康管理がより一層重要となっている。

任命権者は、健康診断・ストレスチェックの結果や各種セルフケア研修を通じ、職員による心身のセルフケアの推進等に引き続き取り組むとともに、今後も産業医の面接や新規採用職員に対する健康サポート等を活用し、不調に至るおそれの高い職員への早期的な対応に重点を置いて取り組まれない。また、総合健康リスクの数値が複数年度にわたって高い部署については、管理職職員が中心となって、産業保健スタッフと連携しながら、早急な改善に向けた取組を進めることが求められる。

管理監督者は、職員との日頃のコミュニケーションを通じて早い段階で職員のストレス要因や心身の変化を把握するように努め、職員に不調の兆しが見られる場合は職員へ休養を促すほか、特定の職員に過度の負担が生じないよう業務分担の見直しや職員が協力し合える職場環境の改善に取り組んでいく必要がある。

職員は、心身の健康の保持のためにはセルフケアが重要かつ不可欠であることを理解し、日頃から自身の健康に気を配り、不調の兆しが見えた際に早めに対処するための知識や方法を身に付けていくことが大切である。

## (エ) ハラスメントの防止

全てのハラスメントは、職員の人格と尊厳を傷つけ、心身に悪影響を及ぼすとともに、人間関係の悪化や職場全体の士気の低下を招き、結果として円滑な公務運営にも重大な支障を来すものである。

本市では、全職員を対象とした倫理研修等において、ハラスメント防止に向けた意識啓発や注意喚起を継続的に行っている。また、各局・区等にハラスメント相談員を配置し定期的に研修を行うなど、

ハラスメントに早期に対応し適切な措置をとることができる相談体制の充実にも取り組んでいる。

こうした取組の下、本市の現況を見ると、ハラスメント相談においては、パワー・ハラスメントに分類されるものが依然として多い状況にある。パワー・ハラスメント防止のためには、まずは指導を行う職員が、業務上必要な命令や指導を行う場合であっても、高圧的・攻撃的な言動など社会通念上許容される範囲を超える場合にはハラスメントに該当する可能性があることを認識することが重要である。一方、指導を受ける職員においては、その命令や指導に不満を感じる場合でも、これが客観的に見て適正な範囲内で行われる場合にはパワー・ハラスメントには当たらないことを認識する必要がある。

また、パワー・ハラスメントに限らず、各種ハラスメントの定義、形態等について理解を深めることはハラスメントの未然防止の基本であり、状況に応じて誰もがハラスメントの加害者にも被害者にもなり得ることも含め、職員にこうした理解が浸透するよう繰り返し周知していく必要がある。

任命権者は、各職員がどのような言動がハラスメントに該当するのかを具体的に理解し、組織としてハラスメントを未然に防止していけるよう、研修等を通じ職員の意識の向上に一層取り組むことが必要である。また、ハラスメント相談員が相談者の気持ちを傾聴し理解に努め、適切な対応や助言を行うことができるよう、引き続き相談対応能力の向上に取り組んでいくことが重要である。

管理監督者は、職員とコミュニケーションを積み重ね、相手の立場に立った言動を心掛けることで信頼関係を構築し、ハラスメントの発生しにくい職場風土の醸成を図る必要がある。

職員は、その時々状況に応じて、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることを理解した上で、互いの人格を尊重した言動を心掛け、自身が良好な職場環境づくりを行う一員であることを改めて自覚することが大切である。

## イ コンプライアンスの推進

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人一人が高い倫理感や使命感を持ち、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚しながら日々の業務を遂行することが不可欠である。職員が不祥事を起こ

せば、市民の信頼を損ない、市政運営に支障を来すばかりでなく、他の職員のやりがいや意欲をそぐなど多大な影響を及ぼすことにもなるため、コンプライアンスの推進は極めて重大な課題である。

本市では、継続して研修や依命通達等を通じて職員の綱紀粛正を図っているものの、不適切な事務処理や公務外での非違行為が依然として発生している。

特に不適切な事務処理の発生防止に当たっては、事務引継の徹底のほか、誤りの原因や再発防止策等の情報を各部署が共有し、業務遂行上の留意すべき点を具体的に把握できるようにするなど、内部統制制度のより効果的な運用を図り、発生防止と業務改善に取り組んでいくことが重要である。

任命権者は、今後もあらゆる機会を通じて、職員のコンプライアンス意識の定着、厳正な服務規律の確保に取り組み、不祥事の発生を防止していかなければならない。また、不適切な事務処理の発生を一層防止していけるよう、ヒューマンエラーを防ぐ観点から、デジタル技術を活用した業務プロセスの構築などを今後検討していく必要がある。

管理監督者は、職務上・職務外を問わず自ら高い倫理観を持って行動し、職員にも繰り返し自覚を促すことが求められる。また、事務処理誤りにつながりかねない事例など不適切な事務処理につながる潜在的なリスクを認識し、速やかにその原因を分析するとともに対応策を検討するなど、継続的な業務改善に取り組んでいくことが必要である。

職員は、誠実かつ公正に業務を遂行することはもとより、自身の言動が市政への信頼を損ねるおそれがあることを改めて認識し、公私にわたり公務員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持って行動しなければならない。

## ウ 人材の確保・育成

社会環境の変化に伴い多様化・複雑化する住民ニーズに柔軟かつ適切に対応していくため、本市においても多様で有為な人材が求められている。

また、本市の職員構成を見ると、近年は若年層及び女性職員の比率が高くなるなど大きな変容を見せている。加えて、令和5年度からは、定年が段階的に引き上げられ役職定年制等も導入されるなど、在職期間の長期化や職員構成の更なる変容が予想されることから、年齢や役職段階等に応じた計画的な人材の育成や活用がますます重要となって

いる。

さらに、「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき行政のデジタル化が加速する中、デジタル技術に関する識見を有する人材の確保・育成も重要な課題である。

将来にわたり質の高い行政サービスを提供していくためには、こうした課題を踏まえ、職員の採用・育成に取り組む必要がある。

具体的には、職員採用試験において、受験者の多様な資質・能力を見極めることができるよう、より人物特性を重視した試験方法の導入を検討するとともに、本市のデジタル化に早急に対応するため、即戦力として活躍できるデジタル人材の確保にも取り組む必要がある。また、高齢層職員が培ってきた技術や経験の着実な継承のほか、OJTや研修、適材適所の人員配置を通じて、職員一人一人がキャリア形成への意欲や職務遂行能力を高めていくことが必要である。特に、効果的なOJTを実現するためには職員の能力や適性に応じた指導や育成が欠かせないことから、管理監督者のマネジメント能力の底上げを行っていくことが重要となる。

任命権者は、今後も職員構成の中長期的な変容を見据えながら計画的な人材の確保・育成に取り組み、職員が職位・職責に応じた能力を身に付けていける環境を整備する必要がある。また、行政のデジタル化に対応できるよう、専門的知識を有する職員を確保・育成すると同時に、職員がデジタル技術に関する基礎的知識の習得や技能の向上を図っていくことのできる取組を進める必要がある。

管理監督者は、各職場における職員の育成指導の責任者であることを認識し、適切な業務目標の設定や進捗状況の把握を通じて指導・助言を行い、職員が最大限能力を発揮できるよう、各種研修等を活用し、自身のマネジメント能力の向上を図ることが重要である。

職員は、公務員としてのあるべき姿を意識して、業務に必要な知識や技能の習得に努めるとともに、幅広い分野に関心を持ち、研修等の機会を通じて自己研さんに励むなどキャリアアップを図っていくことが大切である。



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 本市職員の給与と民間給与との較差（0.24%）を解消するため、給料表について、別紙第 1 の 7 の（1）で述べた内容を踏まえて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げること。
- 3 この改定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和4年広島市職員給与等実態調査の概要	23
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	24
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	25
第3表 職員の給料表別平均給与月額	26
第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	28
第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員	47
第6表 職員の扶養親族数別人員	58
第7表 職員の管理職手当の支給状況	59
第8表 職員の住居手当の支給状況	60
第9表 職員の通勤手当の支給状況	61

## 2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	63
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	65
第11表 民間における初任給の改定状況	66
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	67
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	68
その1 給与比較の対象職種	68
1 企業規模計	68
2 企業規模500人以上	70
3 企業規模100人以上500人未満	72
4 企業規模50人以上100人未満	74
その2 給与比較の対象外職種	76
第14表 民間における家族手当の支給状況	77
第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	77
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	77
その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	77
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	77
第17表 対応級表	78

## 3 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	80
-------------	----



# 1 職員給与関係資料



# 令和4年広島市職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的及び調査基準日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和4年4月1日を調査基準日（以下「調査日」という。）として、職員の給与等について調査したものである。

## 2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能業務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 任期を定めて任用された職員
- (2) 調査日現在休職中の職員
- (3) 調査日現在停職中の職員
- (4) 調査日現在育児休業中の職員
- (5) 調査日現在育児短時間勤務中の職員
- (6) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (7) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (8) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (9) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (10) 調査日現在派遣されている職員
- (11) 調査日付けで退職した職員

## 3 調査方法及び集計

各任命権者から提供を受けた調査対象職員に関するデータを基に、集計した。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
行政職給料表	5,588	39.5	17.5
消防職給料表	1,320	35.9	15.2
教育職給料表(2)	402	44.0	18.3
教育職給料表(3)	47	44.8	21.2
教育職給料表(4)	170	37.1	14.2
教育職給料表(5)	4,268	40.2	17.6
医療職給料表(1)	19	52.3	24.8
医療職給料表(2)	97	42.3	18.6
医療職給料表(3)	164	35.2	12.4
全給料表	12,075	39.5	17.2

(参考)

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
技能業務職給料表	595	49.1	26.2
企業職給料表(水道)	564	42.0	20.2
全給料表 (技能業務職給料表 等を含めた場合)	13,234	40.0	17.8

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	100.0	74.4	11.5	14.0	0.1	55.6	44.4
消防職給料表	100.0	46.5	1.7	51.7	0.1	95.7	4.3
教育職給料表(2)	100.0	98.3	0.5	1.2	—	64.2	35.8
教育職給料表(3)	100.0	57.4	42.6	—	—	2.1	97.9
教育職給料表(4)	100.0	95.3	4.7	—	—	38.2	61.8
教育職給料表(5)	100.0	96.3	3.7	0.0	—	40.1	59.9
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	63.2	36.8
医療職給料表(2)	100.0	86.6	13.4	—	—	41.2	58.8
医療職給料表(3)	100.0	89.6	10.4	—	—	2.4	97.6
全給料表	100.0	80.4	7.3	12.2	0.0	53.5	46.5

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

(参 考)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
技能業務職給料表	100.0	27.1	11.3	60.5	1.2	73.6	26.4
企業職給料表(水道)	100.0	63.3	8.7	28.0	—	83.0	17.0
全給料表 (技能業務職給料表等を含めた場合)	100.0	77.3	7.6	15.0	0.1	55.7	44.3

第3表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表 職務の級		計	給料	扶養手当	地域手当	その他手当
全級計		364,675	309,564	7,129	32,519	15,463
行政 職 給 料 表	1級	209,920	184,313	401	18,471	6,734
	2級	249,412	212,480	1,584	21,497	13,851
	3級	323,947	279,148	5,984	28,635	10,181
	4級	418,540	364,641	11,147	37,675	5,077
	5級	474,360	409,440	12,496	42,914	9,510
	6級	574,540	438,826	12,229	52,130	71,354
	7級	632,533	470,143	9,258	57,772	95,359
	8級	717,379	512,433	7,119	64,845	132,981
消防職給料表		336,888	281,825	13,298	29,871	11,893
教育職給料表(2)		439,402	381,535	8,338	39,330	10,199
教育職給料表(3)		392,223	336,278	2,606	35,101	18,238
教育職給料表(4)		378,733	328,003	5,314	33,506	11,911
教育職給料表(5)		401,145	347,084	6,648	35,835	11,577
医療職給料表(1)		939,654	521,779	13,532	98,269	306,074
医療職給料表(2)		394,406	337,587	7,739	35,052	14,028
医療職給料表(3)		319,928	276,374	1,837	27,821	13,896
全給料表		377,857	322,661	7,574	33,712	13,909

- (注) 1 その他手当は、初任給調整手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当(基礎額)である。  
 2 教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの給料には、教職調整額を含む。  
 3 「計」は、支給総額を適用職員数で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

(参 考)

区 分 給 料 表	計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
	円	円	円	円	円
技 能 業 務 職 給 料 表	395,592	343,612	12,311	35,592	4,076
企 業 職 給 料 表 (水 道)	388,064	331,416	9,811	34,699	12,137
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	379,089	323,976	7,882	33,839	13,392

## 第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

(1) 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1		
3								
4								
5								
6		6						
7								
8		8						
9		3	1					
10		18	25					
11		3	2					
12		9	81					
13	17	1	1					
14		20	27	5				
15	5	3	4	1				
16	2	8	67	13				
17	9	2	4			1		
18	1	120	36	22				
19	1	2	7	2		1		
20	1	14	72	17	1			1
21	14	4	7	7				
22		128	49	17	3			2
23	6	3	12	4				5
24	1	11	56	13	3			6
25	9	6	17	6	2			2
26	3	113	47	31	3	1		3
27		6	12	9	1	2		2
28		62	55	20	4			
29	5	8	21	8	2	1		1
30		75	52	20	8			
31	3	8	14	8	3	1	1	
32	1	86	50	19	9	2	1	1
33	167	8	17	8	3	3	8	1
34		54	50	15	7	1	6	
35	13	11	21	5	5	3	11	1
36	1	107	48	24	3	6	5	
37	6	12	10	12	3	3	9	1
38		35	38	23	11	4	15	
39	4	17	18	7	4	9	5	
40	1	30	55	10	8	7	7	
41	15	18	16	10	6	12	7	
42	1	30	37	13	6	14	12	
43	3	12	10	9	6	21	5	
44	7	21	35	19	4	23	3	
45	12	6	16	8	9	18	1	
46	1	15	33	20	5	33	2	
47	5	14	12	9	6	17		
48	1	13	20	15	4	22	4	
49	7	8	17	7	10	16	3	
50	2	13	30	20	9	19	1	
51	2	4	10	3	14	10	1	
52	3	9	18	14	13	9		
53	12	6	12	8	13	12		
54	3	4	15	12	12	12		1
55	7	7	12	13	20	9		
56		4	15	12	16	11		
57	1	6	3	18	20	8		
58	4	1	16	10	16	5	1	
59	2	1	2	19	24	2		
60		2	8	8	14	4		
61	2	2	3	8	25	2		
62	2	1	3	3	20	3		
63	2	2	4	12	25			
64		5	8	11	20	1		
65		2	5	14	22	2		
66	2		7	12	14	1		
67		5	6	16	19	1		
68		3	2	13	24	2		
69	1	3	5	20	23			
70		1	7	10	20			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人 1	人 3	人 6	人 14	人 30	人 1	人	人
72		1	4	12	26			
73		2	4	13	21			
74	1	3	4	18	29			
75			5	14	27			
76		1	3	16	17			
77	1		4	13	21			
78		3	3	15	22			
79			2	20	10			
80		1	3	16	12			
81	2	1	3	14	8			
82		2	1	18	5			
83	2	1	2	14	6			
84			1	20	5			
85			4	13	3			
86	1	1	1	16	3			
87			4	16	4			
88			1	18	5			
89		1	5	15	1			
90			2	8	4			
91	1		4	11	2			
92			2	7	2			
93			3	13				
94			1	12	2			
95			1	16	3			
96			4	13				
97	4		2	10				
98			8	20				
99			2	11				
100		1	1	12	1			
101			2	15	1			
102			2	16				
103			3	11				
104			1	10				
105			2	10				
106				8				
107			2	12				
108			2	8				
109				3				
110			1	7				
111				5				
112			1					
113			2					
114			1					
115				1				
116			1					
117			1	1				
118			2					
119								
120			1					
121			1					
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	380	1,240	1,478	1,227	792	336	108	27
構成比(%)	6.8	22.2	26.4	22.0	14.2	6.0	1.9	0.5

適用職員数 5,588人

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある（以下第4表の各表において同じ。）。

(2) 消防職給料表 (消防吏員)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人		人					
2	15							
3								
4								
5	15							
6								
7								
8								
9	47							
10								
11								
12								
13	42							
14		7						
15	2							
16								
17	45							
18		16						
19	2							
20	2	2						
21	44							
22		25						
23	6							
24		11						
25	23							
26		17						
27	10							
28		26						
29	10		3					2
30		10						
31	7						1	3
32		31						
33	7		8		1		1	1
34		12	1					
35	11	1	3	1				
36		34						1
37	3		15		1		1	1
38		8						1
39	7	1	6	1			4	
40		33						
41	1		12	2			4	2
42		17					4	
43	3	2	13	3			2	
44		24		1	1		1	
45		1	14	2			1	1
46		9	1		2		1	
47		1	21	2	1			
48		14		2				
49			6	2				
50		8	1	1				
51			18	7	1			
52		9	2					
53		1	9	5	2			
54		9						
55			11	7	1			
56		9	1		2			
57			10	1			1	
58		8			1			
59		1	4	5	1			
60						1		
61			5	5	1			
62		7		1		2		
63			10	3	1			
64		6		1	1			
65			7	1	3	2		
66			2	3		1		
67			14	1	3			
68		1	1	3	1			
69			5		2	1		
70		1		2	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人		人	人	人	人	人	人
72		1		5	1			
73			7	1		1		
74				3	4			
75			3		2			
76			2	2	3			
77			2		2			
78		1	1		1			
79			3		2	2		
80		1		5	2	1		
81			2		3			
82			2	2		1		
83				1	1	3		
84		1	4	2	3	2		
85					2	1		
86			5	2	3	2		
87						2		
88				5	3	5		
89								
90				5	1	2		
91					4			
92			4			1		
93			1	3	1	2		
94			1	5	1			
95				2	1			
96			2	2				
97				4				
98				2				
99		1		3	1			
100			2	2				
101				7				
102			4	1				
103				3				
104			3	3				
105			1	2				
106			1					
107			2	2				
108			10	1				
109			2	2				
110			5					
111			3	3				
112			2	4				
113			4					
114			5	1				
115			5	2				
116			3					
117			4	3				
118			2	1				
119			2	1				
120								
121			3	1				
122				1				
123			3					
124				3				
125			1	2				
126			1	2				
127			1	2				
128			1	1				
129				1				
130			3	2				
131				2				
132			2	1				
133								
134			2	2				
135								
136			2					
137			2	1				
138			1	1				
139								
140								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
141	人	人	人	人	人	人	人	人
142								
143				1	1			
144			1	1				
145								
146			2					
147			1					
148								
149			3					
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
計	302	367	338	178	70	32	21	12
構成比(%)	22.9	27.8	25.6	13.5	5.3	2.4	1.6	0.9

通用職員数	1,320人
-------	--------

(3) 教育職給料表(2) (高等学校等の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8		1			
9		2			
10		3			
11					
12					
13					
14		3			
15					
16					
17					
18		5			
19					
20		1			
21		2			
22		4			
23					
24		3			
25		5			
26		5			
27					
28		3			
29		1			
30		10			
31		1			
32					
33					
34		4			
35		2			
36		3			
37		1			1
38		3			
39					
40		2			
41					
42		7			2
43		2			
44		9			
45		1			1
46		8			
47		3			1
48		4			
49	1				
50		4			1
51		1			
52		3			1
53					
54		6			
55					
56		13			
57					1
58		3			
59	1				
60		2			
61		1			
62		3			
63		1			
64		2			
65		3			
66		4			
67					
68					
69		1			
70		3			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
71					
72		1			
73		2			
74		1			
75		2			
76		4			
77		1		1	
78		3		2	
79		3		1	
80		3		1	
81		2		1	
82		3			
83				3	
84		2			
85		1		1	
86					
87				1	
88		3			
89		2			
90		1			
91		1			
92		3	1		
93				4	
94		3			
95		1			
96		3			
97		3			
98		1			
99					
100		1			
101		3			
102		1			
103		1			
104		2			
105		1			
106					
107					
108		2			
109		2	1		
110					
111	1	1			
112					
113		2	1		
114					
115		1			
116		1			
117					
118		3			
119		3			
120		3			
121		3			
122		2			
123		1			
124		1			
125		3			
126		1			
127		2			
128		2			
129		4			
130		2			
131		4			
132		2			
133		2			
134					
135		3			
136		1			
137		1			
138		2			
139					
140		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		6			
143		6			
144		4			
145		6			
146		5			
147		13			
148		7			
149		6			
150		11			
151		13			
152		6			
153		2			
154		5			
155		4			
156		1			
157		5			
158		2			
159		4			
160		1			
161					
計	3	373	3	15	8
構成比(%)	0.7	92.8	0.7	3.7	2.0

適用職員数 402人

(4) 教育職給料表(3) (幼稚園の教諭等)

級 号給	1	2	3
	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17		1	
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26		1	
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34		1	
35			
36			
37		1	
38		1	
39			
40		1	
41			
42			
43			
44			
45			
46		1	
47		1	
48			
49			
50		1	
51			
52			
53			
54			
55			
56		1	
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65		1	
66		1	
67			
68		2	
69			
70			

級 号給	1	2	3
	人	人	人
71		1	
72			
73			
74		1	
75			
76			1
77		1	
78			
79			
80		1	
81			
82			
83			
84		1	
85			1
86			1
87		1	
88			1
89			
90		1	
91			1
92		1	1
93			
94			1
95			3
96			
97			2
98			
99			
100			1
101			2
102			
103			
104			1
105			
106			
107		1	
108			1
109			
110			
111			
112			
113			1
114			1
115		1	
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125		1	
126			
127			
128			
129			
130			
131		1	
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			

級 号給	1	2	3
	人	人	人
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148		1	
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165		1	
計	0	28	19
構成比(%)	-	59.6	40.4

適用職員数	47人
-------	-----

(5) 教育職給料表(4) (特別支援学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		8			
10					
11		2			
12					
13		5			
14					
15					
16					
17		5			
18					
19		2			
20					
21					
22		1			
23		6			
24		1			
25		3			
26					
27		4			
28					
29		6			
30		3			
31		1			
32					
33		7			
34					1
35		5			
36		3			
37		4			
38					
39		5			
40		1			
41		1			
42					
43		2			
44					
45		5			
46					
47		4			
48		1			
49		2			
50					
51		2			
52		1			
53		3			
54					
55		4			
56					
57		3			
58					
59		2			
60			1		
61					
62		1			
63		1			
64					
65		3		1	
66		1			
67		3			
68					
69		1	1		
70					

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人		人	人	人
72				1	
73		1			
74					
75					
76					
77				1	
78		2			
79					
80		1			
81		2			
82		1			
83		1			
84					
85		2			
86					
87		1			
88					
89					
90					
91					
92					
93		2			
94					
95					
96		1			
97		1			
98					
99		1			
100		1	1		
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108		1			
109					
110					
111					
112					
113					
114		1			
115			1		
116					
117		1			
118		2			
119					
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127		1			
128		1			
129					
130					
131					
132		1			
133					
134		3			
135		1			
136		2			
137		3			
138		1			
139		3			
140		2			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		1			
143		1			
144		1			
145		2			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	162	4	3	1
構成比(%)	-	95.3	2.4	1.8	0.6

適用職員数	170人
-------	------

(6) 教育職給料表(5) (小・中学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16					
17		95			
18					
19		7			1
20					
21		109			
22		2			1
23		7			2
24		1			4
25		97			23
26		1			7
27		9			14
28		6			15
29		97			11
30		2			6
31		24			13
32		8			5
33		103			6
34			1		8
35		42	1		7
36		6			4
37		99			54
38		4			
39		37	2		
40		13		1	
41		81			
42		5			
43		46			
44		12			
45		65	1		
46		8		1	
47		57	2		
48		19			
49		71			
50		9		1	
51		63		3	
52		12		1	
53		55	1	1	
54		14		2	
55		49	1	1	
56		17		1	
57		59	1		
58		18			
59		43	1	3	
60		14		2	
61		52	1	1	
62		11	2	1	
63		56	1	4	
64		13		3	
65		65	1	4	
66		20	1	3	
67		52	1	2	
68		12		2	
69		43		2	
70		19	2	6	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
71		55		5	
72		17	1	6	
73		38		3	
74		19		4	
75		46	1	2	
76		24	4	7	
77		47	1	2	
78		20	1	12	
79		37		9	
80		12	1	10	
81		34		7	
82		17	1	9	
83		38	2	2	
84		17	1	8	
85		31	1	3	
86		12	2	6	
87		39		5	
88		15		9	
89		33		4	
90		17	1	6	
91		41	1	6	
92		14	1	12	
93		27	1	36	
94		16	1		
95		28	2		
96		16	1		
97		20			
98		19	2		
99		34			
100		13	1		
101		23	1		
102		18	2		
103		19	1		
104		15			
105		21	2		
106		12			
107		21			
108		17	2		
109		13	1		
110		9			
111		15	2		
112		15			
113		14			
114		17			
115		10	1		
116		14			
117		13	2		
118		14			
119		17			
120		17			
121		21			
122		12			
123		12			
124		24			
125		16			
126		22			
127		11			
128		2			
129		16			
130		13			
131		14			
132		22			
133		19			
134		21			
135		10			
136		28			
137		16			
138		16			
139		19			
140		18			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		12			
143		13			
144		16			
145		16			
146		30			
147		27			
148		32			
149		41			
150		42			
151		56			
152		62			
153		53			
154		29			
155		20			
156		10			
157		21			
計	0	3,808	61	218	181
構成比(%)	-	89.2	1.4	5.1	4.2

適用職員数	4,268人
-------	--------

(7) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46		1	1	
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				
55				1
56			1	
57	1			
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				1
65			1	
66				
67				1
68			1	
69				1
70				

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	1
78				
79				
80				
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96			1	
97			1	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
計	1	1	11	6
構成比(%)	5.3	5.3	57.9	31.6

適用職員数 19人

(8) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14				1			
15							
16				1			
17							
18			1	2			
19							
20							
21							
22					2		
23							
24			1	1	2		
25			2	1			
26			1	1			
27							
28							
29			1				
30			1		1		
31							
32				1	1		
33			2				
34			1	2			
35							
36				1			
37				2	1		
38				1	1	2	
39				1			
40			1	1	1	1	
41			1				1
42				1			1
43							
44							
45							
46				1			
47						1	
48							
49				1			1
50				1	2	1	
51							
52				1	2		
53							
54				2			
55					1	1	
56							1
57							
58					1		2
59							
60							1
61						1	
62							1
63						1	
64				2			
65				1		1	
66							
67					1		
68					1	1	
69						2	
70					2	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6
71	人	人	人	人	人	人
72			1	2	1	
73				2		
74				1	1	
75						
76					1	
77			1			
78						
79					1	
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86					1	
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93				1		
94						
95						
96						
97						
98						
99				2		
100				1		
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113			1			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	0	12	30	29	18	8
構成比(%)	-	12.4	30.9	29.9	18.6	8.2

適用職員数	97人
-------	-----

(9) 医療職給料表(3) (保健師、看護師等)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		7		2
22				
23			1	
24				
25		1		
26		6	1	1
27			1	
28			2	1
29		2		
30		5		1
31				
32			3	
33				
34		4		
35				
36		3		1
37				2
38		6	1	2
39			1	
40		5	1	3
41				
42		3	5	
43				1
44		8	2	1
45		1		
46		3	3	2
47			1	
48		2	2	2
49		1		
50				1
51				
52			1	1
53			1	
54		1	2	
55				1
56		1	2	
57			2	1
58			1	
59		1		1
60				1
61		1	1	1
62			1	
63			2	1
64			1	1
65			1	
66		2		1
67		1		
68			2	
69		1	1	1
70				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
71				1
72			1	
73				1
74			1	
75			1	
76				
77		1		
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				
84				
85		1		
86		1		
87				1
88			1	
89				
90			1	2
91				
92				
93				
94				
95				
96		1		
97			1	2
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				1
106			1	1
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115			1	
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126		1		
127				
128			1	
129		1		
130			1	
131				
132				
133			1	
計	0	71	54	39
構成比(%)	-	43.3	32.9	23.8

適用職員数 164人

(参 考)

(10) 技能業務職給料表 (調理員等)

級 号給	1	2	3
	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14		1	
15			
16			1
17		1	
18			
19			1
20			
21		1	
22			1
23			2
24			1
25			
26			1
27			1
28		1	1
29			
30	1	1	2
31			1
32		1	1
33			3
34		1	
35			3
36	1	1	2
37		1	2
38	1	1	2
39		2	5
40	1	1	2
41		1	2
42		1	3
43		2	
44		1	3
45		1	2
46	1		
47			1
48		1	2
49		2	3
50		1	4
51			2
52	1	1	4
53		2	4
54			3
55		3	2
56		1	6
57			3
58		2	6
59	1	3	5
60		1	3
61		1	5
62		1	5
63			8
64		2	5
65		1	7
66		2	13
67		1	8
68			2
69	2	1	7
70		1	14

級 号給	1	2	3
	人	人	人
71	1		12
72		1	9
73	2	1	11
74		1	11
75	1	2	15
76		1	14
77		1	11
78		1	13
79		2	6
80			10
81		1	10
82		1	16
83		1	12
84		1	14
85		1	8
86			9
87		2	9
88			11
89			11
90			12
91			14
92			5
93			8
94			11
95			8
96			10
97			4
98			6
99			6
100			5
101			4
102			5
103			6
104			5
105			7
106			2
107			3
108			7
109			3
110			4
111			3
112			
113			
114			
115			2
116			2
117			
118			
119			1
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
計	13	63	519
構成比(%)	2.2	10.6	87.2

適用職員数 595人

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道 一般事務、技術職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8		1						
9								
10		1						
11			10					
12								
13	2	2	1					
14			1					
15		7	10					
16			1					
17			1					
18								
19	1	7	2	1				
20								
21	1	3	4					
22		1	1					
23		7	1					
24				1				
25		3	10	1				
26	1		2					
27		11	5	1				
28		1	1					
29		2	11					
30		1	2					
31		13	6	1				
32			1					
33	6	3	7	3			2	
34			1					
35	1	8	4			1		
36			7	2			1	
37		1	2	2			1	
38		2	2	4				
39	1	5	4	2			1	
40			1			2		
41		2	3	4		1		
42		1	3	3		1		
43		1	5	1			1	
44		1		1		2		
45				2		2		
46			1	3	1	3		
47		1	1	2	1			
48		2	1	1	3	2		
49			1		3	1		
50			1	2		2		
51			1	2		3		
52								
53					5	1	1	
54		2		3	2	1		
55			2	2	1		1	
56	1	1		2	1			
57			2		4	5		
58			1	6	2	2		
59				1	1			
60			2	1	5			
61			1	1	1			
62			1		2			
63		1		2	4			
64			1	1				
65				1	1			
66			1	3	1			
67				3	2			
68				5	2			
69		1		4	4			
70				4	2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72				1	6			
73				4	3			
74				3	4			
75				3	5			
76				4	3			
77				3	7			
78			1	1	8			
79				2	5			
80				6	5			
81				4	5			
82				3	6			
83				1	1			
84				4	4			
85				5				
86				6				
87				3	1			
88				1				
89				2				
90				3				
91				1				
92			1	1				
93								
94				2				
95				2				
96				2				
97				2				
98				1				
99				1				
100			1	1				
101				2				
102				3				
103				3				
104				1				
105				2				
106				4				
107								
108				2				
109				1				
110				1				
111				2				
112								
113								
114				2				
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	14	96	129	177	111	29	8	0
構成比(%)	2.5	17.0	22.9	31.4	19.7	5.1	1.4	-

適用職員数	564人
-------	------

第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員

(1) 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	17								17
19	16								16
20	17								17
21	15	13							28
22	160	28							188
23	34	145							179
24	18	146							164
25	20	164							184
26	14	175							189
27	18	183							201
28	11	85	102						198
29	15	66	94			1			176
30	4	72	127						203
31		39	106						145
32	2	23	126						151
33		22	123	3					148
34	3	10	128	37					178
35	1	9	120	37					167
36	1	3	122	45					171
37		5	89	45					139
38	1	6	56	49		1			113
39	3	2	47	53	2				107
40	1	4	28	51	6				90
41	1	4	22	56	13				96
42		3	21	53	10				87
43	3	2	23	36	19				83
44	1	4	10	46	21				82
45		4	18	43	22	1			88
46		5	17	48	26	3			99
47		3	12	56	46	5			122
48		3	22	71	46	7			149
49	1	1	15	65	63	9			154
50	1	1	14	70	52	16	1		155
51		2	11	51	56	20	3		143
52			7	46	56	27	5		141
53	1	2	5	49	75	25	9		166
54		2	3	39	48	44	11	1	148
55			1	29	37	28	9	1	105
56	1	1	5	40	71	39	16		173
57		2	2	37	47	45	14	9	156
58		1	1	42	36	39	28	9	156
59			1	30	40	26	12	7	116
60～									
計	380	1,240	1,478	1,227	792	336	108	27	5,588

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

(2) 消防職給料表

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 12	人	人	人	人	人	人	人	人 12
19	10								10
20	15								15
21	26								26
22	46								46
23	41	2							43
24	43	11							54
25	47	17							64
26	26	33	1						60
27	11	31							42
28	13	34	2						49
29	8	41	7						56
30	3	53	3						59
31	1	39	11						51
32		31	28						59
33		30	28						58
34		24	28	1					53
35		8	21	6					35
36		4	21	9					34
37		4	19	2					25
38		2	18	7					27
39			25	12	1				38
40		2	7	7					16
41		1	9	9	1				20
42			6	4	3				13
43			10	9					19
44			7	13	3				23
45			2	11	2				15
46			6	9	4	1	1		21
47			18	15	5	1	1		40
48			13	8	5				26
49			13	10	4	2	3		32
50			5	1	6	4			16
51			4	5	4		1	1	15
52			4	3	4	2			13
53			1	2	7	1			11
54			7	3	2	2	2	2	18
55			2	1	3		1	2	9
56				7	5	3		1	16
57			4	6	5	6	2	4	27
58			4	9	3	8	5	1	30
59			4	9	3	2	5	1	24
60～									
計	302	367	338	178	70	32	21	12	1,320

(3) 教育職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		5				5
23		6				6
24		3				3
25		5				5
26		10				10
27	1	12				13
28		14				14
29	1	11				12
30		14				14
31		10				10
32		16				16
33		17				17
34		7				7
35		8				8
36		5				5
37		9				9
38		8				8
39		9				9
40		6				6
41		7				7
42	1	5				6
43		4				4
44		5				5
45		3				3
46		7	1			8
47		6				6
48		12				12
49		11				11
50		8				8
51		3		1		4
52		8	1	1		10
53		8				8
54		15		1		16
55		10		1		11
56		12		3	1	16
57		26		4	1	31
58		24		1	4	29
59		24	1	3	2	30
60～						
計	3	373	3	15	8	402

(4) 教育職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22		1		1
23				
24		1		1
25				
26		1		1
27		3		3
28		3		3
29				
30		1		1
31				
32				
33		1		1
34		1		1
35		2		2
36				
37				
38		2		2
39		3		3
40				
41				
42		1		1
43		1		1
44				
45		2		2
46		1		1
47				
48		2		2
49				
50				
51			1	1
52				
53		1	4	5
54				
55				
56			5	5
57		1	4	5
58			4	4
59			1	1
60～				
計	0	28	19	47

(5) 教育職給料表(4)

年齢 \ 級	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		3				3
23		9				9
24		6				6
25		7				7
26		4				4
27		10				10
28		12				12
29		11				11
30		8				8
31		10				10
32		5				5
33		4				4
34		6				6
35		5				5
36		3				3
37		3				3
38		3				3
39		2				2
40		2				2
41		5	1			6
42		2				2
43		3	1			4
44		2				2
45		1				1
46		1				1
47		1				1
48		5				5
49		2		1		3
50		1				1
51		1				1
52		1	1			2
53		3				3
54		4		1		5
55		2				2
56		3	1	1		5
57		7				7
58		2			1	3
59		3				3
60～						
計	0	162	4	3	1	170

(6) 教育職給料表(5)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21		1				1
22		95				95
23		114				114
24		114				114
25		128				128
26		140				140
27		146				146
28		137				137
29		141				141
30		168				168
31		124				124
32		111				111
33		144				144
34		137				137
35		136	2			138
36		136	1			137
37		85	2			87
38		114	3			117
39		107		1		108
40		95	1	1		97
41		78	2			80
42		100	3	4		107
43		74	2	5		81
44		65	2	7		74
45		57	5	9		71
46		63	3	7		73
47		65	8	11		84
48		84	1	15		100
49		63	4	16		83
50		74	3	19	5	101
51		82	3	17	5	107
52		49	2	20	4	75
53		57	3	20	5	85
54		61	1	14	15	91
55		71		9	16	96
56		86	2	13	29	130
57		97	1	8	28	134
58		112	4	7	36	159
59		97	3	15	38	153
60～						
計	0	3,808	61	218	181	4,268

(7) 医療職給料表(1)

年齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36	1				1
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44			1		1
45			1		1
46					
47		1			1
48			1		1
49			3		3
50					
51			1		1
52			1		1
53			1		1
54					
55			2	1	3
56					
57				2	2
58					
59				1	1
60～				2	2
計	1	1	11	6	19

(8) 医療職給料表(2)

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24		1					1
25		4					4
26		3					3
27		1					1
28		1	1				2
29		1					1
30			3				3
31			3				3
32							
33			2				2
34			4				4
35			2	1			3
36			1	2			3
37			4	1			5
38			1	3			4
39			1				1
40			1				1
41			2	4			6
42			1	2			3
43			1	1	1		3
44					2		2
45			1	1	1		3
46				2			2
47				2	1		3
48				4	2		6
49				1			1
50					2		2
51					2	2	4
52							
53			1	1		1	3
54					2	1	3
55				1	1	1	3
56				1	2		3
57				1	1	2	4
58					1	1	2
59			1	1			2
60～							
計	0	12	30	29	18	8	97

(9) 医療職給料表(3)

年齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		7			7
23		7			7
24		7			7
25		6			6
26		11			11
27		11			11
28		5	2		7
29		3	3		6
30		2	3		5
31			1		1
32		1	4		5
33		2	8		10
34		1	2		3
35		1	3	2	6
36		1	3		4
37			5	2	7
38		2		2	4
39		1	5	4	10
40			2	4	6
41			2	5	7
42			1	3	4
43				1	1
44				2	2
45			3	1	4
46			1	1	2
47		1	1	2	4
48		1			1
49			1	2	3
50			1		1
51					
52		1		3	4
53					
54			1	1	2
55				1	1
56			1		1
57				2	2
58				1	1
59			1		1
60～					
計	0	71	54	39	164

(参 考)

(10) 技能業務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20		1		1
21		1		1
22		1		1
23				
24		1		1
25	1	3		4
26	1	3		4
27		5		5
28	1	3		4
29	1	1		2
30	1	1		2
31		3		3
32		4		4
33	1	8		9
34	1	1		2
35	1	3	1	5
36		1	2	3
37		3	9	12
38	2	3	2	7
39	1	1	8	10
40		2	4	6
41		1	7	8
42		2	16	18
43	2	3	9	14
44		3	9	12
45		3	17	20
46		2	26	28
47			25	25
48			30	30
49			38	38
50			41	41
51			30	30
52			25	25
53			25	25
54			51	51
55			28	28
56			32	32
57			35	35
58			17	17
59			32	32
60～				
計	13	63	519	595

(参 考)

(11) 企業職給料表 (水道)

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 2								人 2
19									
20	2								2
21		2							2
22	5	4							9
23	2	13							15
24	1	10							11
25	1	10							11
26		21							21
27		11							11
28		10	8						18
29	1	2	13						16
30		3	5						8
31		3	12						15
32		4	14						18
33		1	18						19
34			17						17
35		1	17	1					19
36			5	1					6
37			3	3					6
38			2	3					5
39			4	6					10
40			2	8					10
41			2	7					9
42				9					9
43			1	8					9
44				5					5
45				13	1				14
46				12	3				15
47		1	3	12	6				22
48			1	16	9	1			27
49				14	8	1			23
50			1	13	13	1			28
51				6	11	3			20
52				7	8	3			18
53				11	7	2	1		21
54			1	3	10	2	1		17
55				4	5	5	2		16
56				8	12	5	1		26
57				3	6	1	2		12
58				1	8	2	1		12
59				3	4	3			10
60～									
計	14	96	129	177	111	29	8	0	564

第6表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者
			人	人	人
1	人	1,555	538	955	62
2	人	1,615	551	1,600	24
3	人	959	625	958	12
4	人	280	240	279	6
5	人	31	26	31	4
6人以上		5	4	5	0
計		4,445	1,984	3,828	108

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.74人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,574円（平均扶養親族数は2.02人）である。

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表	区 分		受給者数 (人)	管理職手当月額 (円)
	職務の級	種別		
行政職給料表	8級	1種	27	128,900
	7級	2種	106	93,400
		3種	2	74,700
	6級	3種	326	69,500
		6種	10	43,500
	5級	3種	7	64,400
		6種	108	40,200
7種		3	32,200	
消防職給料表	8級	2種	12	93,400
	7級	3種	21	69,500
	6級	4種	16	56,600
		6種	10	40,200
教育職給料表(2)	4級	3種	8	74,700
	3級	5種	15	52,100
教育職給料表(3)	3級	7種	19	30,000
教育職給料表(4)	4級	3種	1	71,800
	3級	5種	3	48,200
	特2級	6種	3	26,900
教育職給料表(5)	4級	3種	23	69,100
		4種	77	60,400
		5種	81	51,800
	3級	5種	122	45,900
		6種	96	38,300
医療職給料表(1)	4級	2種	5	108,900
		3種	1	87,100
	3級	3種	10	81,600
		6種	1	51,000
医療職給料表(2)	6級	3種	6	69,500
		6種	2	43,500
計			1,121	(平均月額) 61,874

第8表 職員の住居手当の支給状況

受 給 者	3,529 人
手当月額10,000円未満の受給者	3
手当月額10,000円以上27,000円未満の受給者	589
手当月額27,000円の受給者	2,937
手当受給者1人当たり平均手当月額	26,357 円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	1 人	13,500 円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

受 給 者	11,009 人
交通機関等のみを利用する者	2,993
交通用具のみを使用する者	7,183
交通機関等と交通用具を併用する者	833
手当受給者1人当たり平均手当月額	8,064 円



## 2 民間給与関係資料



# 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の民間事業所 590事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 調査対象職種

54職種（事務・技術関係職種22職種 その他の職種32職種）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から177事業所を無作為に抽出し調査を行った。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 5 集計

### (1) 調査実人員

事務・技術関係職種が8,797人（初任給関係710人、初任給関係以外

8,087人)であり、その他の職種が162人(初任給関係10人、初任給関係以外152人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は33,976人であり、このうち、事務・技術関係職種は33,028人である。

(2) 総計及び平均の算出方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 151	事業所 35	事業所 22	事業所 20	事業所 55	事業所 19
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	25	9	4	2	3	7
製 造 業	40	3	9	2	21	5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	36	11	3	6	13	3
卸 売 業 , 小 売 業	15	3	4	2	4	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	10	5	1	—	4	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	25	4	1	8	10	2

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が26所あった。  
 2 調査対象事業所177所に占める調査完了事業所151所の割合（調査完了率）は、85.3%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	49.0	(41.2)	(58.8)	—	51.0
	500人以上	52.5	(52.4)	(47.6)	—	47.5
	100人以上 500人未満	46.9	(22.4)	(77.6)	—	53.1
	50人以上 100人未満	41.1	(42.9)	(57.1)	—	58.9
高校卒	規模計	18.5	(48.6)	(49.3)	(2.1)	81.5
	500人以上	17.6	(69.7)	(26.0)	(4.2)	82.4
	100人以上 500人未満	20.3	(27.3)	(72.7)	—	79.7
	50人以上 100人未満	17.6	(33.3)	(66.7)	—	82.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	* 220,782	* 229,125	* 212,929	—
		大 学 卒	202,337	204,601	197,995	* 197,850
		短 大 卒	* 180,954	* 174,500	* 178,724	x
		高 校 卒	166,345	* 173,440	* 157,100	x
	新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	231,689	* 232,641	* 226,658	—
		大 学 卒	212,342	214,619	200,989	* 218,250
		短 大 卒	189,637	* 189,483	* 188,106	* 197,850
		高 校 卒	172,252	* 172,362	* 164,070	* 195,133
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	229,967	* 232,298	* 221,472	—
		大 学 卒	207,070	209,832	199,028	* 204,650
短 大 卒		188,245	* 188,537	* 185,234	* 198,233	
高 校 卒		171,063	172,498	* 160,496	* 185,080	
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	x	x	—	—
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	x	—	x	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

# 第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

## その1 給与比較の対象職種

### 1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考			
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
							円	円	円
事 務	支 店 長	13	54.7	871,943	307	871,636	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	8	55.0	943,947	414	943,533			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	5	54.2	759,464	139	759,325			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
工 場	工 場 長	6	56.1	920,153	417	919,736		【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	4	56.3	957,703	539	957,164			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	2	55.5	791,080	0	791,080			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
事 務 部 長	事 務 部 長	312	52.8	625,709	1,576	624,133			【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	273	52.7	633,488	1,453	632,035			
	短 大 卒	10	53.6	538,903	4,828	534,075			
	高 校 卒	29	54.0	592,430	1,570	590,860			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
技 術 部 長	技 術 部 長	245	53.9	645,206	2,212	642,994	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専 門職／中間職（部長－課長 間）		
	大 学 卒	201	54.0	650,675	2,680	647,995			
	短 大 卒	18	53.8	657,116	767	656,349			
	高 校 卒	25	53.1	604,053	174	603,879			
中 学 卒	x	x	x	x	x	x			
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	68	51.8	574,943	2,121	572,822		【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専 門職／中間職（部長－課長 間）	
	大 学 卒	57	51.9	592,123	313	591,810			
	短 大 卒	2	48.1	506,198	1,724	504,474			
	高 校 卒	9	52.1	503,425	11,102	492,323			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	80	53.4	634,685	5,132	629,553			【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	67	53.1	642,666	6,350	636,316			
	短 大 卒	4	50.6	675,300	0	675,300			
	高 校 卒	9	56.0	566,323	0	566,323			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
事 務 課 長	事 務 課 長	582	49.7	559,504	9,409	550,095	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職		
	大 学 卒	432	48.6	545,149	7,282	537,867			
	短 大 卒	31	50.8	525,446	23,006	502,440			
	高 校 卒	119	52.9	619,429	13,646	605,783			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			
技 術 課 長	技 術 課 長	567	49.9	544,632	13,916	530,716		【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	405	49.5	537,191	11,911	525,280			
	短 大 卒	61	49.4	575,384	20,502	554,882			
	高 校 卒	101	51.8	554,334	17,745	536,589			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—			

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下第13表の各表において同じ。）。

(注) 2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	313	48.1	533,770	55,837	477,933	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長一係長間）  【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職  【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	237	47.0	501,557	56,487	445,070	
	短大卒	25	50.1	529,646	63,424	466,222	
	高校卒	51	51.3	642,379	50,491	591,888	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	157	46.2	488,184	36,442	451,742	
	大学卒	113	45.3	465,686	35,602	430,084	
	短大卒	8	47.8	551,343	53,527	497,816	
	高校卒	36	48.7	540,604	35,186	505,418	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	646	45.3	461,538	46,372	415,166	
	大学卒	377	43.5	452,420	42,638	409,782	
短大卒	76	46.4	413,369	44,038	369,331		
高校卒	193	48.2	497,675	54,831	442,844		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	451	45.2	539,188	107,135	432,053		
大学卒	232	42.0	498,982	95,408	403,574		
短大卒	66	47.1	519,406	92,128	427,278		
高校卒	153	47.8	596,420	127,250	469,170		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	580	39.7	368,685	46,001	322,684		
大学卒	375	37.4	362,621	47,209	315,412		
短大卒	77	45.2	360,964	44,666	316,298		
高校卒	128	44.0	390,421	43,051	347,370		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	574	44.4	446,848	78,572	368,276		
大学卒	385	44.3	437,304	75,251	362,053		
短大卒	68	44.1	429,509	72,725	356,784		
高校卒	121	44.7	488,570	92,987	395,583		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,910	36.5	321,060	38,785	282,275		
大学卒	1,276	33.4	324,802	41,841	282,961		
短大卒	224	44.7	326,353	36,846	289,507		
高校卒	406	41.8	305,855	30,046	275,809		
中学卒	4	43.6	367,686	54,393	313,293		
技術係員	1,583	32.8	367,310	72,531	294,779		
大学卒	1,139	32.1	370,973	73,807	297,166		
短大卒	149	35.4	366,949	70,115	296,834		
高校卒	292	34.4	352,653	68,732	283,921		
中学卒	3	41.9	399,508	68,713	330,795		

(注) 3 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				備 考
			きまっ て 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)		
					円	円	
事 務	支 店 長	11	55.3	910,933	349	910,584	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	55.0	969,936	460	969,476	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	55.9	812,669	164	812,505	
工 場	工 場 長	6	56.1	920,153	417	919,736	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	56.3	957,703	539	957,164	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	55.5	791,080	0	791,080	
事 務 部 長	事 務 部 長	236	52.8	657,181	777	656,404	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	212	52.7	661,252	569	660,683	
	短 大 卒	6	52.8	552,573	825	551,748	
	高 校 卒	18	54.2	645,303	2,696	642,607	
技 術 部 長	技 術 部 長	189	54.0	673,568	2,501	671,067	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	161	54.0	673,280	2,873	670,407	
	短 大 卒	13	54.6	697,312	1,033	696,279	
	高 校 卒	14	52.9	659,757	314	659,443	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	35	53.5	667,749	68	667,681	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職（部長－課長 間）
	大 学 卒	33	53.1	678,657	74	678,583	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	55	52.9	732,949	7,984	724,965	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職（部長－課長 間）
	大 学 卒	49	52.6	726,467	9,140	717,327	
	短 大 卒	2	49.5	841,250	0	841,250	
	高 校 卒	4	58.9	742,508	0	742,508	
事 務 課 長	事 務 課 長	436	50.1	590,641	8,010	582,631	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	328	48.9	567,667	4,570	563,097	
	短 大 卒	19	52.0	576,517	32,285	544,232	
	高 校 卒	89	53.6	677,319	16,091	661,228	
技 術 課 長	技 術 課 長	418	50.4	577,800	15,935	561,865	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	296	50.0	571,101	14,409	556,692	
	短 大 卒	46	49.4	606,742	20,257	586,485	
	高 校 卒	76	52.6	585,055	19,292	565,763	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職	事務課長代理	172	49.4	617,704	64,437	553,267	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長一係長間）  【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職  【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	123	48.6	577,350	67,035	510,315	
	短大卒	12	50.4	615,394	81,830	533,564	
	高校卒	37	50.9	696,390	54,609	641,781	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	100	47.6	563,112	40,647	522,465	
	大学卒	68	47.1	544,410	35,414	508,996	
	短大卒	7	46.9	581,067	63,543	517,524	
	高校卒	25	49.0	597,570	45,312	552,258	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	492	45.4	476,925	46,885	430,040	
	大学卒	288	43.6	465,675	43,821	421,854	
短大卒	48	46.2	431,975	44,901	387,074		
高校卒	156	48.3	512,584	53,519	459,065		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術係長	316	46.5	592,597	123,335	469,262		
大学卒	136	44.3	586,971	123,922	463,049		
短大卒	49	47.4	546,497	94,886	451,611		
高校卒	131	47.8	612,679	132,247	480,432		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務主任	354	40.0	386,780	48,738	338,042		
大学卒	214	37.7	377,581	50,081	327,500		
短大卒	50	44.8	386,358	52,161	334,197		
高校卒	90	43.6	409,649	44,010	365,639		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術主任	409	46.1	474,451	83,548	390,903		
大学卒	256	47.0	464,751	78,278	386,473		
短大卒	51	44.2	462,671	81,962	380,709		
高校卒	102	44.6	508,202	99,539	408,663		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,409	36.5	327,368	40,804	286,564		
大学卒	965	33.6	330,219	43,714	286,505		
短大卒	145	44.4	336,446	41,917	294,529		
高校卒	295	42.0	313,379	30,840	282,539		
中 学 卒	4	43.6	367,686	54,393	313,293		
技術係員	1,241	32.8	380,625	78,404	302,221		
大学卒	889	32.1	385,516	80,071	305,445		
短大卒	118	34.3	378,776	75,712	303,064		
高校卒	232	34.8	362,065	73,343	288,722		
中 学 卒	2	42.2	408,877	62,354	346,523		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務	支 店 長	2	50.0	589,236	0	589,236	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
工 場	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部	事 務 部 長	72	52.8	554,487	3,211	551,276	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	58	52.7	564,336	3,827	560,509	
	短 大 卒	3	53.0	514,944	4,788	510,156	
	高 校 卒	11	53.7	518,723	0	518,723	
技 術 部	技 術 部 長	49	53.1	556,188	0	556,188	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	34	53.2	565,730	0	565,730	
	短 大 卒	5	52.1	541,329	0	541,329	
	高 校 卒	10	53.1	541,169	0	541,169	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	32	50.6	505,850	3,856	501,994	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職（部長－課長 間）
	大 学 卒	23	51.0	511,155	577	510,578	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	8	50.6	502,110	13,021	489,089	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	15	54.1	494,944	920	494,024	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職（部長－課長 間）
	大 学 卒	13	54.2	484,064	1,062	483,002	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
事 務 課	事 務 課 長	144	48.4	469,397	13,734	455,663	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	104	47.8	473,834	15,873	457,961	
	短 大 卒	12	49.4	461,754	11,434	450,320	
	高 校 卒	28	50.2	456,850	7,038	449,812	
技 術 課	技 術 課 長	121	48.0	459,039	6,800	452,239	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	88	47.7	448,799	3,783	445,016	
	短 大 卒	13	49.1	491,569	24,938	466,631	
	高 校 卒	20	48.8	478,202	6,535	471,667	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	131	46.3	441,278	48,162	393,116	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）  【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職  【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	107	45.3	438,871	49,053	389,818	
	短大卒	12	49.6	446,421	47,110	399,311	
	高校卒	12	52.5	457,834	41,176	416,658	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	44	43.2	399,208	36,263	362,945	
	大学卒	38	42.7	395,552	37,008	358,544	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	47.2	427,776	30,443	397,333	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	139	44.9	392,346	47,213	345,133	
	大学卒	79	43.2	391,821	38,922	352,899	
短大卒	25	46.6	373,157	46,702	326,455		
高校卒	35	47.4	407,407	66,614	340,793		
中学校卒	—	—	—	—	—		
技術係長	118	39.7	367,389	55,799	311,590		
大学卒	88	37.5	348,132	45,808	302,324		
短大卒	14	46.4	412,402	87,818	324,584		
高校卒	16	48.5	460,904	96,442	364,462		
中学校卒	—	—	—	—	—		
事務主任	211	39.2	338,609	43,425	295,184		
大学卒	151	36.7	341,435	45,028	296,407		
短大卒	23	46.5	327,204	35,755	291,449		
高校卒	37	45.5	333,068	40,990	292,078		
中学校卒	—	—	—	—	—		
技術主任	144	38.6	367,100	67,304	299,796		
大学卒	116	36.9	368,906	70,322	298,584		
短大卒	13	45.0	319,767	44,105	275,662		
高校卒	15	45.4	392,295	64,160	328,135		
中学校卒	—	—	—	—	—		
事務係員	438	36.4	301,141	31,210	269,931		
大学卒	279	32.6	306,507	33,909	272,598		
短大卒	66	45.7	308,981	25,594	283,387		
高校卒	93	41.2	277,354	26,904	250,450		
中学校卒	—	—	—	—	—		
技術係員	261	31.7	286,551	39,249	247,302		
大学卒	203	30.7	282,450	37,820	244,630		
短大卒	17	40.2	292,454	43,138	249,316		
高校卒	41	33.3	303,594	44,507	259,087		
中学校卒	—	—	—	—	—		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支給す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	
事 務 支 店 長	—	—	—	—	—	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	4	53.5	501,106	7,500	493,606	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上 の部の長／職能資格等が上記 部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	3	52.0	484,658	3,333	481,325	
	x	x	x	x	x	
	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	7	56.0	487,925	6,521	481,404	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職(部長一課長 間)
	6	56.2	489,835	7,607	482,228	
	—	—	—	—	—	
	x	x	x	x	x	
事 務 部 次 長	x	x	x	x	x	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるとき の職務代行者／職能資格等が 上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級專 門職／中間職(部長一課長 間)
	x	x	x	x	x	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	10	54.1	451,054	0	451,054	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	5	54.8	451,569	0	451,569	
	x	x	x	x	x	
	4	53.5	444,300	0	444,300	
事 務 課 長	2	53.0	373,975	0	373,975	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	2	53.0	373,975	0	373,975	
技 術 課 長	28	48.8	421,425	13,026	408,399	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上 の課の長／職能資格等が上記 課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	21	48.2	418,240	8,438	409,802	
	2	51.0	376,900	0	376,900	
	5	50.4	452,612	37,507	415,105	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務課長代理	10	50.3	418,636	20,469	398,167	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長一係長間）
	大学卒	7	49.3	430,279	26,846	403,433	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	53.0	408,825	4,466	404,359	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	13	48.3	406,936	16,004	390,932	
	大学卒	7	47.1	391,262	29,049	362,213	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	49.0	431,766	942	430,824	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	15	41.9	341,510	14,749	326,761	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	10	39.6	341,883	20,026	321,857	
	短大卒	3	48.3	327,350	4,333	323,017	
	高校卒	2	44.0	360,883	3,990	356,893	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	17	45.4	349,452	43,980	305,472	
	大学卒	8	45.3	355,138	57,424	297,714	
	短大卒	3	42.0	345,191	46,757	298,434	
	高校卒	6	47.3	344,002	24,665	319,337	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	15	38.5	277,274	3,420	273,854	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	10	37.3	283,865	1,931	281,934	
	短大卒	4	43.0	247,098	5,337	241,761	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	21	39.2	297,607	29,652	267,955	
	大学卒	13	37.8	306,746	36,926	269,820	
	短大卒	4	39.3	291,674	27,878	263,796	
	高校卒	4	44.0	273,839	7,785	266,054	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務係員	63	36.7	281,638	35,287	246,351	
	大学卒	32	32.5	281,791	42,488	239,303	
	短大卒	13	43.9	277,288	26,938	250,350	
	高校卒	18	38.8	284,508	28,513	255,995	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術係員	81	37.0	298,880	34,905	263,975	
	大学卒	47	37.5	306,638	37,317	269,321	
	短大卒	14	44.1	296,239	27,681	268,558	
	高校卒	19	29.5	275,388	31,336	244,052	
	中学校卒	x	x	x	x	x	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支給す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	
技能・ 労務関 係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	守 衛	—	—	—	—	
	用 務 員	4	58.1	243,513	1,260	242,253
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 等	5	58.0	711,860	0	711,860
	大 学 教 授	49	57.9	612,547	0	612,547
	大 学 准 教 授	39	47.5	512,132	0	512,132
	大 学 講 師	5	45.0	455,025	0	455,025
	大 学 助 教	13	37.3	405,109	0	405,109
職 種	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	2	54.0	555,086	0	555,086
	高 等 学 校 教 諭	34	47.3	519,138	4,676	514,462
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の 長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	—	—	—	—	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	

第14表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		69.1%
配偶者に家族手当を支給する		62.9%
家族手当制度がない		30.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,841円
	配偶者と子1人	19,012円
	配偶者と子2人	25,737円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は91.0%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
64.7 %	(23.6) %	(76.4) %	35.3 %

- (注) ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
5.8 %	94.2 %

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%	%	%
500人以上	54.6	45.4	48.5	51.5	47.8	52.2
100人以上500人未満	52.8	47.2	42.0	58.0	40.8	59.2
50人以上100人未満	57.3	42.7	55.5	44.5	55.9	44.1
	54.8	45.2	54.9	45.1	55.1	44.9

第17表 対応級表

職 種 名		対 応 級 ( 行 政 職 給 料 表 )		
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 50 人 以 上 100 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	8 級	7 級	6 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長	6 級	5 級	4 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5 級	4 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	4 級	3 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	3 級	2 級	2 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 ( 大 学 卒 ・ 短 大 卒 ) ( 高 校 卒 ・ 中 学 卒 21 歳 以 上 )	2 級	1 級	1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 ( 高 校 卒 ・ 中 学 卒 20 歳 以 下 )	1 級	1 級	1 級

### 3 勞働經濟關係資料





第18表 労働経済指標

項目	① 実質国内総生産	雇 用			物 価				生 計 費		
		② 常用雇用指数 (調査産業計)	③ 有効求人倍率	④ 完全失業率 (季節調整値)	⑤ 消費者物価指数(総合)			⑥ 国内企業物価指数	⑦ 消費支出 (二人以上の世帯)		
					全 国	大都市	広島市		全 国	大都市	広島市
令和2年度	% △ 4.5	% 0.0	倍 1.10	% 2.9	% △ 0.2	% △ 0.2	% △ 0.1	% △ 1.4	円 276,167	円 292,453	円 290,138
令和3年度	2.3	△ 0.4	1.16	2.8	0.1	0.0	0.0	7.0	% △ 5.2	% △ 2.3	% △ 2.5
令和3年4月		△ 0.3	1.09	2.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.9	3.5	280,935	293,456	282,770
5月	0.5	0.2	1.10	2.9	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	4.8	1.7	0.3	△ 2.5
6月		0.0	1.13	2.9	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.6	4.9	301,043	323,129	278,072
7月		△ 0.1	1.14	2.8	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	5.6	12.4	15.3	4.9
8月	△ 0.5	△ 0.2	1.15	2.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	5.6	281,063	288,831	254,231
9月		△ 0.3	1.15	2.8	0.2	0.1	0.3	6.2	11.5	10.3	△ 4.0
10月		△ 0.3	1.16	2.7	0.1	0.0	△ 0.2	8.0	260,285	272,327	258,186
11月	1.0	△ 0.5	1.17	2.8	0.6	0.4	0.2	8.9	△ 4.9	△ 4.9	△ 15.7
12月		△ 0.4	1.17	2.7	0.8	0.6	0.3	8.6	267,710	287,012	264,365
令和4年1月		△ 1.2	1.20	2.8	0.5	0.4	0.2	9.0	0.3	△ 3.3	△ 8.1
2月	0.0	△ 1.2	1.21	2.7	0.9	0.9	0.8	9.4	266,638	272,673	272,917
3月		△ 1.3	1.22	2.6	1.2	1.2	1.2	9.3	△ 3.5	△ 7.4	△ 5.1
4月		△ 1.1	1.23	2.5	2.5	2.4	2.2	10.0	265,306	288,451	293,710
5月	0.5 (速報値)	△ 0.9	1.24	2.6	2.5	2.4	2.9	9.3	△ 1.7	0.7	△ 5.5
6月		△ 0.6	1.27	2.6	2.4	2.3	2.7	9.4	281,996	293,774	289,282
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	総務省		日本銀行	総務省			

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤及び⑥並びに⑧、⑨、⑬及び⑭の下段は令和2年基準である(ただし、⑤及び⑥の令和2年  
2 ①は前年度比又は前期比である。②、⑤及び⑥並びに⑦、⑧～⑩及び⑬～⑭の下段は前年度比又は前年同月比である。  
3 ②及び⑧～⑭は事業所規模30人以上の数値である。  
4 ③の令和2年度及び令和3年度は実数値、各月は季節調整値である。  
5 ⑦の令和4年4月の集計世帯数は、全国では7,357世帯、大都市では2,136世帯、広島市では90世帯である。

項目	賃 金 ・ 労 働 時 間									
	全 国 (調査産業計)					広 島 県 (調査産業計)				
	⑧ きまって支給する給与	⑨ 所定内給与	⑩ 所定外給与	⑪ 総実労働時間数	⑫ 所定外労働時間数	⑬ きまって支給する給与	⑭ 所定内給与	⑮ 所定外給与	⑯ 総実労働時間数	⑰ 所定外労働時間数
令和2年度	円 293,250 △ 1.0	円 271,497 0.1	円 21,753 △ 12.9	時間 140.0	時間 10.6	円 282,297 % △ 2.4	円 258,517 % △ 1.3	円 23,780 % △ 13.2	時間 144.2	時間 11.5
令和3年度	298,239 1.7	274,444 1.1	23,795 9.4	142.5	11.7	285,483 1.1	259,541 0.4	25,942 9.1	146.5	12.9
令和3年4月	300,317 1.6	275,920 1.1	24,397 7.3	150.4	12.1	290,515 1.6	262,577 0.4	27,938 13.7	156.7	13.9
5月	294,857 2.6	272,097 1.4	22,760 22.5	136.0	11.1	281,826 2.5	258,630 0.9	23,196 24.4	139.9	12.2
6月	297,175 2.1	274,365 0.8	22,810 22.0	146.9	11.4	285,600 2.3	260,609 0.4	24,991 28.4	153.5	13.0
7月	297,740 1.7	274,013 0.7	23,727 15.9	146.9	11.9	284,090 1.0	257,831 △ 0.7	26,259 20.4	150.3	13.0
8月	295,048 1.3	271,923 0.7	23,125 9.1	135.8	10.9	284,030 1.7	258,316 0.6	25,714 14.3	138.2	12.1
9月	296,347 1.2	273,619 0.7	22,728 7.5	141.4	11.3	285,140 0.9	259,810 0.3	25,330 6.7	145.3	12.3
10月	298,582 0.8	275,136 0.5	23,446 4.3	144.8	11.7	286,628 0.5	260,482 0.5	26,146 0.8	149.9	12.9
11月	298,029 1.3	273,881 1.0	24,148 4.9	145.8	12.1	287,382 1.5	260,516 1.4	26,866 3.0	150.7	13.8
12月	298,585 1.2	273,736 0.7	24,849 7.4	144.5	12.3	288,919 1.8	261,607 1.6	27,312 3.4	149.4	14.1
令和4年1月	298,869 2.0	274,671 1.8	24,198 5.2	136.9	11.8	285,331 0.5	260,658 0.4	24,673 1.9	137.8	12.6
2月	299,516 2.3	275,153 1.9	24,363 6.3	136.6	11.9	282,176 △ 0.1	256,054 △ 0.3	26,122 3.4	139.5	12.6
3月	303,969 2.2	278,933 1.9	25,036 5.7	144.5	12.6	284,154 △ 0.5	257,402 △ 0.5	26,752 △ 0.1	146.2	12.8
4月	307,905 2.5	281,865 2.2	26,040 6.7	149.0	12.9	289,173 △ 0.5	263,414 0.3	25,759 △ 7.8	148.1	12.7
5月	301,194 2.2	277,201 1.9	23,993 5.4	137.6	11.7	280,465 △ 0.5	257,327 △ 0.5	23,138 △ 0.3	135.2	11.5
6月	304,007 2.3	280,002 2.1	24,005 5.2	149.6	12.1	286,389 (速報値) 0.3	262,103 (速報値) 0.6	24,286 (速報値) △ 2.8	151.4 (速報値)	12.5 (速報値)
資料出所	厚生労働省					広島県				

度は平成27年基準である。)



登録番号	広Y6-2022-256
名称	職員の給与等に関する報告及び勧告
編集・発行者	広島市人事委員会事務局調査課 広島市中区国泰寺町1-6-34 (〒730-8586) TEL 082-504-2524 (直通)
発行年月	令和4年9月

